

第2節 医療救護

1 東京における医療救護について

関東大震災で被災した東京は、市域の40%以上が焼失、東京市全体の人口の60%が被災するという、予想もできなかった大災害に見舞われた。このため、自前の救助体制でカバーできる状況にはなく、あらゆる面において、救助のマンパワー、救援物資、救援資材の緊急投入が必要とされる状態であった。しかも、通信途絶による情報の欠如、交通網の寸断による連絡路の途絶がこれらを遂行する上で障害として立ちほだかり、容易なことではこうした困難を解決するには至らない状況にあった。9月2日の戒厳令に伴い、翌3日から被災地に集結する地方師団の軍隊からも衛生隊が投入され、救護の空白を補う側面があった（第2章第2節、表2-3参照）。軍隊は、9月11日をピークに縮小へ転ずる方針がとられる。これは後述するように、警視庁の医療救護の転換期とも符号する。恐らく、この時期を医療救護に限らない全体状況の中で、緊急から応急へと救援体制が移行する時期と考えられる。

帝都の治安維持を任務とする警視庁は、この壊滅的な災害に際して、「救護の措置を外にして、いかでか治安の維持を望み得べき」（東京市役所, 1925）として、臨時警戒本部を設置し、震災発生直後から、被災者の救出、行政執行による食糧の徴発、避難所の確保など、避難民への即時的な救助体制を敷いた。9月1日、市内9警察署から162名の警部補や巡査らが警備・救護にあたり、「9月1、2日ノ両日間ハ専ラ軍隊、憲兵、警察官ノ協同ニ依リテ警戒救護ノ事ニ任ジ辛ウシテ帝都ノ治安ヲ保持スルヲ得タリ」（警視庁, 1925）と総括されている。要するに、通常は治安維持にあたる軍隊あるいは警察が救助をも担い、帝都の治安のみならず、緊急の災害救助が行われたと報告されている。

ここでは、軍隊以外の行政機関、特に被災地の東京府、東京市を中心に、各県の支援を得て行った救療事業の概要を見ていく。

(1) 東京府

震災当日の9月1日は土曜日で、職員は大部分帰っていたが、居残っていた者が当面の応急処置を協議し、午後1時ごろ、「非常災害事務取扱規程」に基づいて、臨時救済事務委員を設け、それぞれの部署を定めたという。

マグニチュード7.9とされる地震に襲われた首都における行政機関の記録からうかがうことのできる初期の罹災者救護は、ともかく、組織立ったものは何もないといってよい。ひたすらその場での救出に追われ、ようやく火災がほぼ鎮火した9月2日、翌3日に、全国各地の救援隊が到着してから組織的な対応がなされはじめたといえる。計画を立て、救済に関わる以前に、既に避難民が押し寄せるといふ事態に立ち往生する行政担当者の姿が浮き彫りされている(『東京府大震災誌』第8編雑纂)。

9月3日、地方から上京した救護団による救援体制は、人的にも物量的にも、現在私たちが想像する以上に広範、かつ、組織的に行われた。救援・救護の実態は多様であり、決して一律に行われていない。また、医療活動も救護の一端として実施されているので、医療活動のみを取り出してみても、全体の位置づけが把握できない憾みはあるが、可能な限り医療救護に限定して試みていくことにする。表1-10は、ほぼ震災発生1か月(9月26日段階)までの救護所の配置をその組織ごとに数えたものである。

表1-10 救療班の配置(1923年9月26日段階)

no.	区別	警視庁	東京市	日赤	済生会	その他	計
1	麹町	5	5	5	2	1	
2	神田区	2	2			1	
3	日本橋区	1	1	1			
4	京橋区	2	2	1			
5	芝区	7	2	1			
6	麻布区	4	1				
7	赤坂	4		1		1	
8	四谷区	2	2			1	
9	牛込区	4	1	1			
10	小石川区	6	1			1	
11	本郷区	6	1				
12	下谷区	10		3		2	
13	浅草区	8	3	1	1	2	
14	本所区	2	2			1	
15	深川区	4	1	1		1	
	区部計	67	24	15	3	11	120
16	日暮里	2		4			
17	南北千住方面	7			1	1	
18	小松川亀戸	1		2		4	
19	王子巢鴨板橋	9		3			
20	品川大島方面	6					
21	中野淀橋方面	6					
22	吾妻寺島大島墨田飛鳥山	3		2		1	
23	世田谷渋谷方面	3					
24	戸塚水上	2					
	郡部計	39	0	11	1	6	57
	合計	106	24	26	4	17	177

出典：内務省社会局、『大正震災誌』, pp508-513, 『東京府大正震災誌』, 第7編, pp. 36-37より作成

表1-10から、救護班はどのような組織が主体となっているのかを知ることができる。ここから判明することは、警視庁が177班中106班（60%）と過半数を担当し、東京市と日赤がほぼ同数の24あるいは26班（14%、15%）で、「その他」17班（10%弱）という構成であった。なお、「その他」の項目の中には、大阪府、愛知県、名古屋などの地方公共団体が組織した医療班、金沢医科大学、愛知医科大学、新潟医科大学などの大学救援医療班、鉄道病院、大阪回生病院などの医療機関が含まれている。東京府は、済生会に要請して東京府庁正面に医療救護班を設置したのみであり、東京府全体の救護は、この場合、警視庁が管轄していた。

東京市が組織者となった救護班は、東京市、すなわち旧15区内に限られ、その数は67班（40%）であった。当時は郡部であった表1-10中no. 16~24の日暮里、千住、小松川、亀戸、王子、巢鴨、板橋、品川、大島、中野、淀橋、吾妻、墨田、世田谷、渋谷、戸塚、及び水上生活者に対する救護班は、警視庁の39班（22%）が担当した。日赤は、市部15班、郡部11班の計26班を組織した。その他に含まれる医療機関の救護については、後に個別の事例を追うことにする。

また、内務省社会局がまとめた東京市内救護班86班による被救療人員総数157万5,297人が、どの救護班による救療を受けたのかについての大きな傾向を見ると、東京市区部が主体となった救護班によるものが50万人余りで全体の約3分の1を占め、警視庁救護班が30万人余りで約5分の1、日赤が24万人弱で全体の約1割5分、大学病院、各府県や東京市の医師会など専門の医療従事者による救療人員が20万人弱などである。他に愛国婦人協会、協調会、築地本願寺、東本願寺、日本キリスト教会、浅草寺、大林組などの民間諸団体、あるいは火災を免れた東京日日新聞社による救護班の救療人員1万2,903人などが挙げられる（『大正震災誌』上）。

さて、先に述べた東京府の当初の3日間の活動では、府は食糧配布に関わる救護を主とした模様であり、救療は警視庁が管轄した。しかしながら、警視庁の衛生課のみで対応できる範囲をはるかに超えた非常災害事態であり、救援に駆けつけた医療団体に対する活動場所の確保、救療不在地域の情報掌握、あるいは応援団体の移動援護などには、地方からの応援警察官が配置された。

(2) 警視庁

これまで述べた救護の動向から明らかなように、東京市の医療救護は、東京市役所と警視庁で二分された趣があるが、庁舎が焼け落ちた警視庁はどのようにして市内の救護を展開できたのだろうか。警視庁『大正大震火災誌』によってその点を見てみよう。

警視庁は、地震発生から約30分後に火災が発生し、本庁事務を日比谷公園内に移した。既に避難者が集まりつつあった同公園内において、直ちに救護班を設け、死傷者の救護にあたった。それから約1時間半後には、さらに猛火が激しくなったため、本庁仮事務所を府立第一中学校に移した。それと同時に救護本部も同所に移し、中学校内の教室を病室として負傷者を収容した。救護、保健、会計、諜報の4係からなる救護本部を設けたが、これを死体処理や衛生全般、糧食、薬品配分などを掌る衛生課と、救護、診療、傷病者収容、衛生材料、伝染病予防などを

掌る医務課に分け、態勢を整えた。

地震発生当日の1日午後3時30分、医員1名、防疫官1名、書記1名、警察官1名をもって1班とし、救護班10班を市内に出動させた。このうち、本所、深川方面に出向いた救護班は、火災が迫り、道路が遮断され、目標とした場所には達せず、適宜必要とされるところで救護活動を開始したとされている。日比谷公園付近でも、その後、負傷者を収容した場所が火災に包まれる危険性が大きくなり、半蔵門外の東京衛戍病院、そして永田町の学習院女学部焼跡へ、さらに市谷の陸軍戸山学校内へと転々と移された（警視庁, 1925）。ことほど左様に患者を収容できる救護場所の確保は困難を極めた。

この間、午後1時半、東京帝国大学などの医療機関に応援を求めたが、これに応じることができたのは、焼失を免れた慶応大学医学部だけであり、午後4時、医員2名、看護婦3名が派遣されてきた。

2日目には、日比谷公園内避難者の中に妊産婦が多数いたことに応じて、産婆2名を付け、妊産婦室を設けるなどの処置をした。

3日目の午前6時には、群馬県から、県衛生課、在郷軍人などの救護班が到着し、内外からの救援団が集結しはじめ、救護の範囲を拡大させている。

4日目からは、市内各所で治療を求めている傷病者診療と収容の巡回を開始した。

警視庁衛生部救護班の配置箇所は30か所、他に巡回救護班が加わる。警視庁救護班の場合は、これらの救護所開設日数が極めて短期間であったことが、他の医療救護と比べて特徴的だといえる。例えば、救護開設日数1日間が30か所のうち、13か所、2日間が4か所、3日間が3か所であった。こうしたことから想像するに、応急の医療措置をして軽傷、重傷などの状態に応じて収容の有無を判断して医療機関に委ね、新たな場所で救護を施すというスタイルであったと推定される。

(3) 東京市における公私の救療活動

有楽町2丁目の東京府庁と向かい合って庁舎を構えていた東京市は、丸の内の内外ビルディングの崩壊、あるいは小石川植物園近くの倒壊建物による多数の負傷者発生の際に、現場へ吏員を向かわせた。『東京市震災衛生救療誌』（p. 14）は、震災に対応した最初のありさまを緊張と臨場感あふれる文章で次のように伝えている。

震災直後果然、麹町有楽町ノ内外ビルディング崩壊シ、多数ノ死傷者アルノ報ニ接シタルヲ以テ、直チニ衛生課員ヲ組織セル一班ヲ急派シテ之ヲ救護シ、又一班ハ東京市療養所員ヲ以テ組織シ、小石川区植物園内ニ到リ付近ノ博文館工場ノ倒潰シテ下敷トナレル職工百五十名ノ掘出サルルニ從テ徹宵之カ救護ニ従事シタリ

9月1日震災当日の救護はこうしてはじまり、次々と市役所構内に殺到する負傷者の救護、さらには自動車巡回救護班の設置、路上で苦しむ負傷者を救護したと記している。避難者が路上にあふれ、負傷者が続出する事態はますます拡大したが、同時に各方面からの救護団体の活動も激増して、「一時ハ全市ヲ挙テ救療世界ト化シタ」と記している。東京府にしる、東京市にしる、「臨時非常災害事務取扱規程」に基づく組織体制が既に始動していたとはいえ、予想しなかった事態への対応力は、これに要するマンパワーの決定的な不足で、いかんともしがたいというのが実情であったようである。

こうした事情に加え、表1-10の救護班設置場所一覧が示すような診療に適する場所が当初はすぐに設けられたわけではなく、自動車による市内巡回によって負傷者を救護しても、収容する場が確保できない状態であった。さらに、避難者への食糧と飲料水の欠乏が負傷者への救療を遅らせた。例えば、平和大博覧会開催を1か月後に控え建設中であった上野公園池之端の外国館借用の交渉は成ったものの、ここは既に数百人の避難民に占拠された状態であり、救護所として治療に適した状態にするために、避難者の立ち退きにも時間を要した。また、通信省は焼失した下谷郵便局の仮営業所をここに望み、やむを得ずその一部を譲るなどしている（『東京市震災衛生救療誌』）。診療、治療に要する材料もまた、患者多数のための絶対量が不足する上に、焼失などによって失われたものが多く、救療が必要なところへ施される状態にはほど遠かった。この事態をもたらした最大の原因は、出火があちこちで同時に発生したことであり、その火勢が強く火災旋風が発生し消火活動が追いつかず、避難者はもちろん、救護に携わる人々も、行く手を阻まれたことが大きく作用した（鈴木淳, 2004）。

しかしながら、医療救護の主体となる施設もまた、この震災で壊滅的な打撃を受けている。この時期の病院の基準は、現在とは異なるものの、以下の表1-11は医療施設の罹災状況についての参考になる数値である。

表 1-11 市内病院焼失数

区	焼失	残存	震災前
麹町	6	8	14
神田	59		59
日本橋	26		26
赤坂		5	5
四谷		5	5
牛込		8	8
小石川	1	5	6
本郷	3	6	9
京橋	20		20
芝	9	9	18
麻布		3	3
下谷	12		12
浅草	13		13
本所	9		9
深川	4		4
計	162	49	211

この表によれば、震災前、病院は神田、日本橋、京橋などの市内中心部に集中していたことがわかるが、延焼地域がほぼ区域全体を覆った神田、日本橋、京橋では、存在していたすべての病院が焼失している。また、そもそも病院数が相対的に少ない下谷、浅草、本所、深川でも、すべての病院施設が焼失した。病院施設が焼け残った地域は山の手方面、芝、麻布の台地上に限られていることがわかる（中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会, 2006）。市内罹災医師数は1,214名、死亡、生死不明がそのうちの100名であった（恩賜財団済生会, 1925）。

東京市内（水上を含む）における被災死者の数は5万8,420人、このうち焼死が5万2,178人で、死者全体のうちの90%を占める。しかも、本所区の焼死者が4万6,985人であったから、焼死の90%が本所区で命を落としたことになる。いうまでもなく、これは本所横網町の被服廠跡で起きた悲劇が押し上げた数値である。ここで起きた悲劇は、安全と思って避難した多くの人々が、地震発生から5時間後には既に火に包まれ、持ち込んだ荷物が災いして逃げ延びることができなかったということであった（中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会, 2006）。

しかし、数多くの体験談を重ね合わせて検証した鈴木によれば、必ずしもすべての人々が一時に命を失ったのではなく、傷つきながらも命を保っていた人も少なからずいたという指摘がある（鈴木淳, 2004）。つまり、助かるはずの命も手当てができないばかりに失われたのである。

確かに、統計上の数値から見ても、中心部の麴町区と、被服廠において多数の焼死者を出した本所区へ投入された救護班の時期や規模などには、明らかに大きな差があった（表1-12、表1-13）。ここでいう救護人員とは、救護に携わった人々を指している。麴町の場合、投入された救護班は32にのぼり、救護に携わった人の数は延べ14万3,643人、本所区の場合は、救護班20、救護に携わった人は延べ9万3,324人である。終了の時期が区々であるから、一概に集計数値から判断できないが、それらを考慮しても、投入された救護班、マンパワーには大きな差がある。統計表による観察からすれば、東京の中心部では手持ちの救護隊は早く現場に駆けつけられたという有利な条件が作用した点を差し引いても、災害発生当日の早い時期に救護班が入った麴町区に対して、本所区への初期対応は明らかに手薄であり、遅れがあったことは否めない。

さらに、この2つの表から推定される最も初期の救助を担った警視庁あるいは衛戍病院の場合、必要な罹災現場での緊急救出を行い、診療行為などの後事は医療専門班に任せ、次の現場へ移動していたことは、警視庁の項で推定どおりであったことが指摘できる。

表1-12 麹町区救護班・人員

no.	名称	場所	開始	閉鎖	人員
1	警視庁救護班	丸ノ内内外ビルディング	9.1	9.1	192
2	宮内省救護班	宮城内本丸下	9.1	9.17	2,115
3	東京府衛戍病院第1	日比谷公園	9.1	9.2	238
4	東京府衛戍病院第3	靖国神社	9.1	9.2	120
5	警視庁救護班	府立第一中学校	9.1	9.3	1,312
6	警視庁救護班	日比谷公園	9.1	9.9	1,773
7	東京府衛戍病院	東京府衛戍病院 三宅坂	9.1	10.4	9,224
8	海軍省救護班	海軍省	9.1	9月中旬	725
9	伝染病研究所	西日比谷町	9.2	9.14	1,000
10	麹町区役所救護班	日比谷小学校	9.2	9.23	1,360
11	麹町区役所救護班	永田小学校	9.3	9.25	707
12	麹町区役所救護班	富士見小学校	9.3	9.25	1,556
13	麹町区役所救護班	麹町区役所	9.3	9月30	1,636
*14	築地本願寺診療所	日比谷公園	9.5	13.3.31	53,228
15	キリスト教救護班	九段坂上キリスト教会	9月初旬	11月中旬	1,703
16	近衛第1・2救護班	近衛第一連隊	9月初旬	9月中旬	2,665
17	無料一般患者救護治療所	富士生命保険会社	9.13	10月20日	74
18	警視庁第74救護班	古河銀行	9.14	11.18	4,179
19	警視庁第68救護班	靖国神社	9.16	11.4	2,258
20	警視庁第75救護班	警視庁焼跡	9.17	9.28	171
21	警視庁第84救護班	行政裁判所	9.17	10.17	1,287
22	警視庁第73救護班	九段坂下牛ヶ淵公園	9.17	11.23	2,937
23	三菱臨時診療所	東京駅前	9.17	24.2.26	12,037
24	ライオン歯科救護班1	東京市役所前	9.20	10月下旬	959
25	ライオン歯科救護班2	靖国神社	9.20	10月下旬	2,433
26	応急無料診療所	有楽町生命保険協会	9.21	11月下旬	407
27	愛国婦人会罹災者臨時救護所	飯田町1丁目	9.22	24.3.31	5,511
28	三菱臨時診療所	九段坂上	9.27	24.2.26	10,283
29	三菱臨時診療所	日比谷公園	10.3	24.2.26	8,715
30	東京府救護班	東京府庁前	10月初旬	10月下旬	6,733
31	済生会診療所	東京府庁前	10月下旬	12月中旬	3,754
*32	花白会救護所	飯田町4丁目13、至誠会病院	12月中旬	24.3.31	2,340

出典：『東京市震災衛生救護誌』，pp. 213-214より作成

注：*印は1923年3月31日までの救護人員

表1-13 本所区救護班・人員

no.	名称	場所	開始	閉鎖	人員
1	警視庁救護班	相生警察署付近	9.1	9.2	91
2	小俣医師診療出張所	柳島町河原金平方	9.2	9.16	4,200
3	歩兵第3連隊救護班	国技館	9.3	9.4	1,500
4	警視庁救護班	御蔵橋際	9.4	9.6	485
5	警視庁救護班	牛島小学校	9.5	9.6	246
6	近衛師団第3救護班	国技館	9月初旬	9月中旬	804
7	警視庁2,3,4診療班	相生署	9.14	11月30日	9,650
8	警視庁57診療班	柳島元町	9.16	11月30日	7,353
9	警視庁38診療班	牛島小学校	9.25	11月30日	9,650
10	警視庁39、49診療班	牛島小学校	9.25	11月30日	7,069
11	警視庁33,36診療班	中ノ郷バラック	10.2	11.23	6,636
12	警視庁本所診療班	横川町	10.15	7.1	6,835
13	警視庁31診療班	外手小学校	10.16	11.7	1,781
14	警視庁12、74診療班	茅場小学校	10.17	11月30日	5,953
15	済生会臨時24診療班	外手小学校	11.7	24.3.19	1,210
16	警視庁40診療班	柳島元町	12.1	12月6日	118
17	警視庁35診療班	亀沢町	12.1	24.1.15	918
18	警視庁42診療班	向島須崎	12.1	24.1.15	2,189
19	近衛師団第3救護班	林町小学校	10月初旬	11月下旬	9,487
20	キリスト教無料診療所	横川町基督教青年会バラック	12月初旬	24.3.31	17,149

出典：『東京市震災衛生救護誌』，pp. 226-228より作成

(4) 日本赤十字社

最も組織的な救療体制が敷かれたのは日本赤十字社であった。51か所の救護所に勤務した救護班総数は83班、そこに詰めた医員、看護婦その他の総数は1,257名、救療患者総数17万5,471人、1日平均3,119名であった（『大正十二年関東大震災日本赤十字社救援誌』、以下『日赤救援誌』と省略）。こうした膨大な数の救療が可能であった体制は、表1-14に一部を示した救護所ごとの各県の日赤支部の活動履歴を見れば納得できる。つまり、それぞれの支部が1週間前後の日数を詰め交替することで、当該箇所の救護所の継続的活動が維持されたのである。

表1-14 日赤東京方面救護所（9月1日～5日開設のみ）

救護場所	開始	閉鎖	期間	救護班	実数	計/延べ数	1日平均
東京府庁前	9,1	10,25	55	東京1班(9,1～10,25);山形2班(9,6～10);山形3班(9,16～26);大阪4班(9,19～21);東京2班(9,1～1924,1,10);長野1班(9,4～7);長野2班(9,7～18);長野3班(9,8～16);	傷者1,628 病者3,779	計5,407 延14,899	271
宮城外苑	9,1	1924,1,10	132	栃木1班(9,4～10,12);愛知1班(9,6～11);岩手2班(9,16～20);福井4班(9,17～20);石川2班(9,18);大阪4班(9,21～29);宮崎1班(9,28～10,25);宮崎2班(10,21～25)	傷者3,913 病者6,682	計10,595 延31,065	235
亀戸第一小学校	9,2	11,12	72	千葉1班(9,2～13);島根1班(9,10～10,27);鹿児島(9,14～11,12)	傷者2,936 病者6,517	計9,453 延45,362	630
日暮里第五小学校	9,2	10,8	37	栃木1班(9,2～4);秋田1班(9,5～9);埼玉5班(9,10～10,8);朝鮮(9,10～18)	傷者896 病者487	計3,143 延10,677	288
本所緑町	9,3	9,11	9	千葉2班(9,3～11)	傷者1,688 病者76	計1,764 延1,764	196
巢鴨警察署	9,3	9,13	11	宮城1班(9,3～13)	傷者458 病者458	計943 延1,611	146
上野公園美術学校	9,3	10,11	39	群馬1班(9,3～10,11)	傷者1,281 病者2,536	計3,817 延12,695	325
岩崎邸	9,4	10,15	42	群馬2班(9,4～15)、宮城2班(9,15～10,2)、青森2班(10,2～15)	傷者3,081 病者4,481	計7,562 延13,028	310
上野学士院	9,3	9,27	25	福島1班(9,3～27)	傷者1,104 病者1,537	計2,641 延2,641	105
滝野川第一小学校	9,4	9,27	24	新潟1班(9,4～27)	傷者548 病者1,833	計2,381 延5,177	215
日暮里駅前	9,4	9,26	23	埼玉1班(9,4～9)、青森2班(9,7～26)	傷者3,017 病者1,232	計4,249 延7,984	347
日暮里本行寺	9,4	9,13	10	岩手1班(9,4～9,13)	傷者442 病者379	計821 延1,584	82
王子町	9,4	9,8	5	埼玉3班(9,4～6)、山形1班(9,5～8)	傷者1,187 病者285	計1,472 延1,582	316
滝野川町役場	9,4	12,10	98	埼玉2班(9,4～12、10)	傷者918 病者2,978	計3,896 延19,031	194
両国橋際・新宿大林組倉庫	9,5 9,7	9,6 9,16	2 10	大阪2班(9,5～16)	傷者741 病者542	計1,283 延1,283	107
下谷国柱会館	9,5	11,10	67	福岡1班(9,5～15)、福岡3班(9,5～15)、福岡4班(9,15～11,10)	傷者2,833 病者8,948	計11,781 延19,721	294

以下略

出典：日本赤十字社、『大正十二年関東大震災救護誌』, 1924, pp. 72-74より作成

表1-14は、日赤開設の51か所の救護所のうち、9月5日までに開所した16か所のみの救護所引継ぎの一覧である。この段階は病者より負傷者の救療が多い傾向にあるが、9月中旬以降、10月中に開所される救護所の場合には病者の割合が多くなる傾向になり、臨時病院の開設への動きの前提となった。

救護所がどのような形で運営されていたのかということについて、日赤東京支部が担当した東京府庁前と宮城外苑の場合を見ておこう。ここは最も早く開所され、また、他府県支部、米国の医療救護団から支援を受けたテント、医療器具などを利用した比較的医療体制の充実した救護所であった。

【東京府庁前・宮城外苑救護所】

9月1日午後2時、日赤東京支部第1班は、自動車で召集した救護員2名、医員3名、看護婦6名をもって、東京府庁構内に設置された天幕内で外来診療と患者収容を開始した。地震発生から2時間、記録では東京府の要請を受けて10分後ということになる。丸の内辺のビルディングなどの大規模な構築物の倒壊によって多数の死傷者が発生し、また、各方面から宮城を目指す避難者が蝟集する状態で、その数は震災当日10万人に達した。必然的に外来患者も多く、1日600名以上にもものぼったという。患者は外傷、火傷重傷者が多かったが、収容設備不十分であったため、7日からは宮城外苑救護所に収容患者を送り、東京府庁前は専ら外来診療のみとした。10月14日以降は、東京府が府庁前に設けたバラックに移った。

府庁から500mも離れていない宮城外苑には、10万人に達する避難者が続々と集まったが、東京支部第2班は、ここに100坪の大天幕や60坪の天幕を張り、診療を開始した。後に、米国救援隊によって寄贈されたテント、医療器具なども投入された。また、伝染病用テントも設置され、医療活動の拠点の一つとされた。さらに、宮城外苑には罹災者5,000人収容の天幕がつくられるなど、避難所の拠点の一つでもあったため、救護所も各府県支部の救護班に次々と引き継がれ、最長の132日間設置され、1924年1月10日に閉鎖されている。こうした外部からの応援が組織的になされたのは、戦陣医療だけでなく災害医療においても1881（明治21）年の磐梯山噴火以来の経験をもつ日赤ゆえのことであった。日赤を含め、外部からの応援体制がどのようなものであったのかを次に見ていく。

(5) 他府県からの医療救援

a. 長野日赤支部、その他の医療救援

表1-14に示した東京府庁前の救護所に地方から投入された救援隊のうち、長野支部の場合は、長野県の救援体制が整う以前、9月2日に病院長自らと医員4名、看護婦6名、事務員2名、人夫4名の総勢16名で出発し、4日に宮城外苑東京支部第2救護所に入り、4日間で3,600人の救療に従事し、9月7日に帰県した。その他に4班の救療団が生まれ、そのうちの2班が横浜根岸の救護所で救療に従事し、他の2班がそれぞれ医員2名、書記1名、看護婦10名、人

夫3名の16人体制で、9月5、6日の両日、最初の救療班と同じ宮城外苑で医療救護を担当している。

この他、長野県からは、郡市の医師会が救護班12団体（長野市、松本市、上田市、南・北佐久郡、上・下伊那郡、東筑摩郡、南安曇郡、諏訪郡、下水内郡、上高井郡）に及び、総計医員91名、看護婦66名が、9月3日～20日までの期間に、東京、横浜で救療活動を行っている。東京における救護所は下谷五重塔前、下谷美術院内、下谷谷中天王寺町、本郷駒込小学校内外2か所など、下谷区周辺ではあるものの、日赤救護所とは異なる場所にそれぞれ救護所が設置された。また、警察官の応援も要請され、250名が9月3日の午後5時と7時の2段階に分かれて出発している。10月2日までに全員帰県し、第2回として10月1日44名が派遣されている。彼らの任務は記されていないが、警視庁に付属し、警護活動あるいは救護活動に従事したと推定される（長野県、1929）。

b. 大阪府

大阪府は、9月1日午後11時30分、神奈川県警察部長より大地震発生、大火のため救援を乞うとの電信を受け、知事、警察部長以下の幹部が協議に入り、まず、救援事業のための輸送機関の確保に着手した。同府の関東大震災救援事業をまとめた『関東地方震災救援誌』の緒言には、「殊に吾が大阪の如き、偉大なる財力と、豊富なる物資の供給力とを有する地に在りては、其の使命も一層重且つ大なるものなくんばならず」との自覚のもとに、情報収集のための警官の派遣などを行うとともに、救援物資、救援団体の輸送手段を船舶の確保から始めている。

9月7日には、東京芝浦と横浜市に救護部出張所を設け、物資の配給、救援に関して、臨時震災救護事務局、各省、東京府・市、神奈川県、横浜市などと直接連絡を取りながら、救援を進めた。医療救援にあたったのは19班、医師・看護婦300名余りで、4万4千人を救療した。

表1-15は、それぞれの救療団体の大阪出発、救療開始、解散日、救護体制、救護場所などの一覧である。多くは大阪商船のシカゴ丸などの船で東京、横浜入りを果たした。表1-14に示すように、東京府庁前救護所に大阪支部第4班が9月19日～21日のわずかな期間従事しているが、大阪府支部救護班は主として明治神宮外苑に9月8日開設された救護所を4班交替で担当した。この体制は11月11日の閉鎖まで持続された。ここでは、総計で医員8名、看護婦51名、事務員9名などの総勢68名の態勢で、3,746人の救療を行った。明治神宮外苑には朝鮮人も収容されていたので、その救療にあたった。

表1-15に見るように、日赤支部のほか、済生会大阪支部病院が南千住、大阪医科大学が日比谷公園音楽堂、大阪府衛生課が横浜市の民家、府・市の医師会が上野公園、新宿御苑などの巡回医療に従事している。

大阪府から救援に駆けつけた医療班による巡回医療は、9月中旬以降に着手されている。

表 1-15 大阪府による救護班の派遣

救護班		出発日	到着日	解散日	構成	勤務地	救護人員
1	日本赤十字社大阪支部病院	9月2日	9月3日	9月18日	医員2、書記1、看護婦9、使丁1	大阪商船上;神奈川高等女学校	2,087
2	日本赤十字社大阪支部病院	9月3日	9月4日	9月19日	医員3、書記1、看護婦9、使丁1	両国橋詰テント;新宿市電終点	1,283
3	恩賜財団済生会大阪支部病院	9月3日	9月6日	9月13日	医員2、書記1、看護婦6、小使1	浅草寺、南千住交隣園	2,278
4・5	大阪医科大学	9月4日	9月6日	9月12日	医員11、助手15、薬剤師3、事務3、看護婦33、雑役3	日比谷公園音楽堂;横浜市高島町社会館	316
6	大阪府衛生課	9月6日	9月9日	9月16日	医員2、事務3、助手2、看護婦10、人夫1	横浜市井土ヶ谷町民家	延1502
7	日本赤十字社大阪支部病院	9月5日	9月6日	9月18日	医員3、書記1、看護婦9、使丁2	明治神宮外苑;巡回医療	延755
8	日本赤十字社大阪支部第1班交代	9月13日	9月17日	10月2日	医員1、看護婦29	明治神宮外苑;青山朝鮮人バラック;巡回医療	延893
9	日本赤十字社大阪支部第2班交代	9月26日		10月30日	医員2、書記1、看護婦11、使丁2	明治神宮外苑;第22救護所	延5,097
10	日本赤十字社大阪支部第3班交代	10月24日	10月25日	12月7日	医員2、書記1、看護婦10、使丁2	第22救護所;本社病院	延5,239
11	大阪市医師会	9月4日	9月7日	9月16日	医員5、書記2、看護婦7、人夫3	上野公園巡回;新宿御苑	延1,165
12	大阪市回生病院	9月5日	9月7日	9月12日	医員4、薬剤師2、事務2、人夫3	上野公園	延1,403
13	大阪府医師会	9月4日	9月7日	9月15日	医員6、助手2、薬剤師2、産婆1、看護婦4、使丁2	芝増上寺;新宿御苑	810人
14	大阪毎日新聞慈善団		9月9日	10月24日	東京医学士会と合同	上野診療所;水上巡回医療	12,828
15	日本薬剤師会大阪支部		9月22日	10月1日	薬剤師3、治療薬品15梱携行	四谷医師会と協力	
16	大阪市医師会聯合	9月13日	9月15日	9月27日	医員5、助手2、書記1、看護婦7、使丁3	新宿御苑12日間;四谷医師会と協力	1,003

出典：『関東地方震災救援誌』第9章救援の派遣, pp. 151-186より作成

c. 群馬県の救援活動

群馬県は、救療という側面のみでなく、救護活動を率先して行い、目覚ましい成果を挙げたとして、9月30日県知事が赤坂離宮において摂政宮から褒詞を受けた。こうした事情もあつてか、これらの活動を伝える資料群がまとまって残され、一連の公文書が2007（平成19）年に群馬県文化財として指定された。長野や大阪のように、当時の公文書を基に救援史を刊行したわけでないが、指定文化財となった公文書の中から救療についての情報を紹介する。

群馬県では、震災当日の夜半、東京電灯会社専用電話で東京での震災の事実が判明した。直ちに県知事は、内務部長、警察部長などの県幹部を召集、前橋市長、新聞社社長などを招致して、救援活動について協議、2日午前0時、つまり、1日夜中には既に内務部長他3名を自動車で東京へ派遣する措置が講じられた。情報収集のために派遣された内務部長ら一行は、埼玉

県庁で概略の情報を得て、群馬県庁に連絡、その後、東京に入り、内務大臣官邸で大臣、警保局長、社会局長、東京市長らに面会、救護の打ち合わせを行い、警官200名、救護班、糧食の急派を要請された。2日、県庁においては、救護事務の内務、警察、労力救護班などについて分担を定め、郡市長→町村長の行政組織を通じ、下部へ情報が伝えられた。3日には、県知事山岡国利が県知事告諭1号を発し、物資移動への協力、暴利取り締まり、流言蜚語への自粛、避難民の救済などについて、県民の真摯な行動と精神でこの大惨禍に処する覚悟を訴えた。

かくして、救護班は9月2日午後2時、県庁勤務医師5名、薬剤師3名など医療従事者が衛生材料を自動車に満載し、警察官15名の警護を付け、消防組員52人を1班として出発、川口駅より徒歩で東京入りを果たし、3日午前2時に東京府庁に到着した。この第1班は本所の5か所の救護所に配置され、9月6日までに1,200人を救護した。第2班として、医師5名、薬剤師4名、警察官1、消防組員30名が9月5日に前橋を出発、警視庁救護班に付して小石川方面に出動、9月11日に帰った。この他、労力救護班として、在郷軍人会、青年団が郡市で総勢3,319人組織され、東京府庁にて指示を得て活動した。また、在郷軍人を中心とする任意の救護班も組織され、靖国神社境内や宮家の復旧作業を手伝った。

日赤群馬県支部の活動はどうであったか。

日赤支部も、医師4名、調剤師1名、看護婦10名、事務員19名の第1班が、2日午後2時前橋を出発、川口駅より徒歩で入京、3日午前6時上野公園に到着、日赤本社の指示により、上野公園美術学校構内に救護所を設け、10月11日、美術学校が開校するに伴い、救護所を閉鎖した。ここでは、巡回診療、助産など1万2,695人の患者を救療した。その後、同班は神田須田町の救護所へ移動、10月16日まで救護に従事し、この間、患者1,377人を救療した。第2班は、郡市在住の看護婦12名を召集、9月3日前橋を出発、4日午前に徒歩にて上野公園に到着した。医師、調剤師を第1班より得て第2班を組織し、深川岩崎公園で患者4,406人を救療した（群馬県、『関東大震災に関し活動概況』,群馬県立文書館蔵,「大震災関係雑書綴」知事84A-385）。

2 診療班設置から震災救護医療の終焉へ

これまで、救護医療について、地震発生1日目から3日間の緊急期、及び9月3日以降地方からの救護班が続々と上京し、やや組織的な医療救護が展開されはじめた時期の様々な組織における取り組みを中心としてみてきた。しかし、9月中旬に至ると、救援医療の拡大化は押しとどめられ、転換が図られる。

警視庁は、診療班の編成を各警察署長宛に通牒し、設置場所の確保を要請する。これは、各地からの応援の救護団がいずれ引き上げ、これまで保たれてきた衛生状態が低下し、依然として入院あるいは負傷等が治癒しない患者の間に伝染病蔓延などの事態が起きる恐れがあると判断されたためであった（警視庁,1925）。9月15日には、傷病者救護と防疫を考慮して、診療班

設置場所の用意を促した。この段階では、医療設備を備えたバラックが想定されており、予定される収容患者2,100人に対するバラック建設の医療施設での対応として、あくまでも仮の収容施設を目論むものであった。

この診療班には巡視員を配置し、警視庁医務課に状況の報告を義務づけた。診療班は、東京府5方面の他、巣鴨・大塚、品川・大森、千住・日暮里・板橋、亀戸・小松川の東京市外周辺部115か所に設けられた。治療より防疫を考慮した災害後の強力な衛生管理であった。

しかし、伝染病は発生した。1923年9月から12月の間の患者（赤痢・擬似赤痢、腸チフス、パラチフス、ヂフテリア他）は、東京府全体で延8千人を数えた。前年の同期間の伝染病患者が4,232人に達しているから、1923年の8千人すべての患者が震災後の悪条件下で罹患したとは必ずしもいえない。しかし、バラックにおける集団生活、あるいは仮小屋住まい、また、不十分な食事などから、いったん蔓延すれば伝染力の速さから更なる拡大が恐れられたのである。警視庁は、伝染病予防の宣伝ビラを配布するほか、9月16日に防疫職員16名を16警察署に配置、11月1日以降は防疫医58名、防疫監吏116名を警察署に配置し、特に伝染病の蔓延への警戒に力を注いだ（警視庁, 1925）。

さて、警視庁による防疫を主眼とした診察班の体制は、「罹災開業医師ニシテ其業務ヲ開始スル者次第ニ多キヲ加フル」（警視庁, 1925）に及び、医療機関も機能を回復しつつある状況に達したからとの理由から、廃止されることになった。115班のうちの49班を済生会に委託し、51班を11月30日をもって閉鎖した。残りの施設は、臨時病院として診療班の一部職員をもって存続させた。

なお、9月から12月14日までに至る間の東京市部の伝染病患者は延べ3,384人であったが、それぞれ、震災で損壊した部分を補修した、駒込、大久保、広尾の各避病院に収容された（東京市衛生課, 1925）。

東京市においても、1923年12月になると、臨時救療所も簡易療養所と名称が変更され、合併あるいは移管又は閉鎖という措置がとられ、震災発生以降の応急救療施設が終焉を迎えた。

3 大学病院・済生会病院・実費診療所の救療体験から

関東大震災に際して、医療機関が救援活動で果たした役割が大きかったことは、以上に見てきたとおりである。災害医療という概念は生まれていないにしても、都市における労働問題、社会問題の叢生する中で、医療が社会に貢献する領域についての社会通念が形成されはじめた時期と符号する。

また、一方では関東大震災以前、東京には2つの私立医科大学があったに過ぎなかったが、第一次大戦中の好況も手伝って、中学生の数が急増し、こうした学生たちのその後の受け皿が社会的にも必要とされ、医学教育の面では1918（大正7）年12月の大学令によって医学専門学

校から昇格した医科大学が誕生するラッシュの時期を迎えていた（海後宗臣編, 1960）。

慶応義塾医科大学が1917（大正6）年、東京慈恵会医科大学が1921（大正10）年、1922（大正11）年に新潟医科大学、岡山医科大学、震災の年の1923（大正12）年4月に千葉医科大学、金沢医科大学、長崎医科大学が、それぞれ医学専門学校から昇格している。このうち、慶応義塾医科大学については後述するように震災の被害は少なく医療救援に力を発揮したが、東京慈恵医科大学は大学に昇格したばかりであるにもかかわらず、震災でほとんど建物を焼失し、あわや廃校になるかと思われるほどであったという。付属病院は一時解散、職員はすべて解職という打撃を受けた（東京慈恵医科大学, 1964）。

1919（大正8）年の全国の病院総数は2,758、このうちの一般病院1,062、伝染病病院1,532、娼妓病院130が大まかな構成であり、2年後の1921（大正10）年には、さらに300以上増加している（厚生省医務局, 1976）。この時期の社会事業諸団体の叢生からみても、社会衛生、社会医療に関心が持たれはじめ、医師養成機関への社会的関心あるいは必要が高まった時期であった。

もちろん、大学病院の数そのものは圧倒的に少なく、地方からの医療団体の派遣は、日赤を除くと、県病院、県衛生課、あるいは県医師会などのほか、多少の個人の任意の活動に限られている。以下では、医学専門学校から昇格したばかりの新潟医科大学の事例をはじめ、金沢医科大学、東京で罹災を免れた慶應義塾医科大学、恩賜財団済生会、実費診療所などの活動をみることをしたい。

a. 新潟医科大学の救援活動

新潟医科大学は、救護班を3回派遣した。第1回（9月6日～14日）医員11名、薬剤師1名、事務員2名、小使3名、学生12名の総勢29名、日暮里本行寺にて救護活動、第2回（18日～28日）医員5名、薬剤師1名、事務員1名、看護婦8名、小使2名の総勢17名、亀戸町にて救護活動、第3回（10月6日～19日）戸塚町にて救護活動に従事した。

第1回派遣の班長を勤めた高橋明の記録では、総勢25名が相当量の治療材料と食料十数日分を用意して9月4日新潟駅を出発、信越線で日暮里駅に到着、駅近くの本行寺の潰れた本堂の正面に天幕2張を設け、2週間昼夜を通して救護したという。

第3回の派遣組に属した当時医局員の岩城恵伍の記録では、磐越線経由東京を経て戸塚に至り、街端れの善了寺に宿泊、町中の旅館に救護所を開設、役場と連絡を取りながら、活動を開始した。戸塚町は8割程度が全潰又は半潰であったという。地震から1か月を経っていたために負傷者は少なく、伝染病（腸チフス、赤痢）、慢性疾患の手当てをしたという。仕事の余暇に鎌倉、藤沢、江ノ島などの状況視察をした。鎌倉は町の半分程度が焼失、寺は壁や瓦が落ち、大仏は前にのめりかかったように向きを変えていたと観察している（新潟大学医学部, 1962）。

いずれの体験談からも、大学への昇格時期の興隆する機運と災害救援という新しい体験が相俟って、当事者たちにとっては前後を画する鮮明な記憶が残されたことがうかがわれる。

b. 金沢医科大学

金沢医科大学は、まさに震災の年の1923（大正12）年4月に医学専門学校から昇格したばかりであったが、2回の救護班を派遣した。第1回（9月4日～17日）、第2回（9月18日～10月2日）は医員4名、調剤手1名、看護師5名、見習看護師2名の総勢12名で、三河島日本電解工業所内に救護所を設けた。

第2回救護班長を務めた行徳健助は、生水や現地で購入したものは飲食せず、救護隊自身の健康維持に細心の注意を払った。10月19日からの診療開始では25名、既に1か月半を経過していたので、直接震災に関係した疾病はなく、多くは内科的疾患であり、特にDickdarmkatarrh（大腸炎）が多かった。目の治療はたいてい結膜炎程度であったので、点眼、洗眼を行ったが、「これでは専門医と云ふも可なりと、一同笑った」（金沢大学医学部第一内科百年史編集委員会, 1984）とある。

c. 慶応大学病院

慶応大学病院の震災救療活動は、内務省、警視庁、東京府、東京市の公的報告書のいずれにも登場する。一つには信濃町病院本部の被害が極めて軽微であったため、救療活動がいち早く実施されたことによる。震災当日、3班の救護班を組織し、第1班は愛宕下・上野公園・伝通院、第2班は清水谷公園・日本堤・須崎、第3班は東京駅に派遣し、3日まで緊急救護に従事した。信濃町の本部病院門内にも救護所を設け、臨時病室に負傷者を収容するなどの対応をした。

その後、10月中旬以降、漸次、既設の救護班や診療班が廃止の方向になると、警視庁小松川病院、東京市上野産院、協調会芝臨時病院、済生会芝臨時病院、済生会臨時下谷病院、済生会臨時信濃町病院などの医療業務を慶応大学が引き受けた。これは、済生会の医務関係を取り仕切る医務主管北里柴三郎が慶応義塾医科大学の医学部長を勤めていたからである。例えば、済生会による罹災傷病者救済のための臨時病院建設にあたっては、慶応大学医学部は建設用地を無償で済生会に提供し、医務経営は慶応大学が引き受けるという内部関係を持っていたことから、その関係の一端がうかがわれる（慶応義塾医学部, 1931）。

d. 恩賜財団済生会

恩賜財団済生会は、1911（明治44）年1月の大逆事件後の同年2月に、天皇の内帑金150万円をもって貧民への無償医療給付を目的に設けられた機関である。地方においては府県知事が管轄者となり、1923年までに大阪、和歌山、神奈川、福岡、兵庫に病院あるいは診療所などの医療機関が設置されていた。

関東大震災にあたり、本格的な医療貢献を果たさなければならない立場にあるにもかかわらず、東京では、中央病院のほか、本所、深川富川、浅草、下谷の4診療所が焼失、小石川診療所も罹災した。活動拠点を欠いた状態であったため、理事会において500万円余を元資から割いて震災臨時救療所設立を決議し、東京市において病院5、産院・乳児院4、診療所4、保健所

(郡部4)、診療班10などを新設した。この他に警視庁から継承した診療班などが存在したことは先に述べたとおりである。

これらの診療機関による患者については、罹災後多発したのは飲料水、飲食品の不適による急性胃腸疾患、擬似赤痢、ビタミン欠乏症、トラホームや急性結膜炎、各種皮膚病が多く見られ、冬季には感冒性疾患も多かったと報告されている（恩賜財団済生会, 1925）。

e. 実費診療所

王子製紙株式会社取締役鈴木梅四郎が理事長を務める実費診療所は、そもそも天皇の内帑金をもって貧民への施療を目的に設立された済生会では都市の貧困層への社会医療給付が不十分として、1911年に内務省より設立認可された社会医療機関であった。以下の記述は『社団法人実費診療所の歴史及事業』による。いったん病気になれば稼ぐこともままならず貧困に陥る都市の中下層に対して、薬価などの実費徴収でより医療を受けやすくして、貧困に陥る以前に医療面から救済しようという目論見であった。こうした目的で設立された医療団体に対しては、開業医側からその営業が侵されるとして猛烈な反対を受けた。しかしながら、開設10年を経て、東京芝口本部、浅草、神田、横浜、大坂の5か所に診療所が開設経営され、大正6（1917）年東京湾台風水害時などの災害にも罹災民への無料診療を行って実績を積んでいた。関東大震災では、従業員4人が亡くなり、東京、横浜の4診療所が焼失したが、9月2日から無料診療を続ける横浜のほか、9月11日から東京では3か所に仮無料診療所を設け医療行為を開始した。9月25日には、芝口本部、神田支部、10月27日に横浜支部の建築材木を臨時震災事務局より払い下げを受け、バラック建造に着手している。震災による帳簿上での損失は不動産10万6千円、医療器具など1万5千円余、家具什器類1万3千円余、計14万円以上としている。

理事長鈴木梅四郎は、実費診療所の存在を念頭に置いてはいるものの、震災が与えた中流階級以下の医療救援について、以下のように述べている（社団法人実費診療所編輯、『社団法人実費診療所の歴史及事業』第2巻）。

今回ノ大震災ハ東京市民ノ大多数ヲ挙ゲテ一夜ニ本社団ノ取扱フベキ中流以下ノ無産階級ニ追墜シタモノト見テ差支ヘナク、本社団ノ使命ハ茲ニ此震災ニヨリテ愈重且ツ大ヲ加ヘタモノト断言スルコトガ出来ルノデアリマス。

この時期、震災の救援医療が東京で働く中下層の人々にいかに必要とされていたかを物語る言葉とすることができよう。

まとめに換えて

最後に、震災で負傷した人の社会復帰が簡単なものではなかったことを紹介して、まとめに換えたい。本所被服廠に避難し、奇跡的に助かった本所区長岡町で西洋品料理業を営んでいた当時34歳の男性事例である（東京市衛生課, 1925）。

この男性は、地震直後に被服廠跡へ避難、現場は既に人と荷物で混み合い、旋風も起き、あらゆるものが吹っ飛んだという。飛んできた材木で膝に傷を負った。幸いにも布団を持って逃げたので、それを水溜で何度も浸しながら頭から被って火を防いだという。火勢がようやく収まると、死体累々の中で助かった人々が万歳万歳を叫んだ。助かったことに気づくと急に喉の渇きを覚えたので、安田邸の死体が浮かぶ池の水のところまで行って水を飲み、傷を冷やした。そこで疲労困憊し眠り込んでしまったが、夜半に体の熱気やら安田邸の倉庫の延焼で目覚めた。近くの亀沢町の製氷会社の氷が生き残った被服廠の人々には慈雨のような恵みになったという。この状態が3日ごろまで続いたが、このころになると握り飯が配られ、救助の人も大勢来て見ず知らずの人々が互いに励ましあったという。焼死者の中には、4日ごろまでは火傷を追いながらも生きていて、「水！水！」と叫んで、その後、息を引き取ったと人も少なからずいた。3日には赤羽の工兵隊が食料配給品を持ってきたが、生き残っている人があまりに少ないのに驚いた様子だったという。この人物は、4日目によく国技館焼跡に担架で運ばれ、7日は重傷患者として三宅坂の東京衛戍病院へ送られ、そこで9月22日まで治療、その後、10月22日に東京市池之端臨時救療所に送られた。全治したら、元の職業を始めるべく、バラック建設を始めると健気な言葉で最後を締めくくっている。これは自らへの励ましでもあるのだろう。この調査は入所後1週間した10月29日の聞き取りの様様である。

東京府が調査基準をつくり、調査員を定めて収集し、震災1年後に刊行された震災美談集『大正震災美績』（東京府, 1924年9月）や『叙情日本震災史』（教文社, 1924年1月第1版刊行）にも、多くの医療従事者、特に看護婦の救助美談が掲載されているが、すべて美しい話に仕立て上げられ、読み物風の工夫が編者によって施されているので、ここではあえて淡々と被災体験が綴られた記録を紹介した。

全般的に見ると、医療救護は全国からの救援が当初は東京に集中し、遅れて横浜に集中し、組織的な救護体制が敷かれたかの感をもたらすが、以下のような個人レベルでの救療体験から見ると、決して十分な医療が施されたとはいえない。被服廠では4日ごろまで命脈を保ち、無意識のうちにも「水！」と叫びつつ、命の絶えた人が少なからずいたというのは、死体累々たる写真を見るに付け、衝撃的な証言として胸に迫る。